

ひとり親家庭の自立支援に関する連携協定書

さいたま市（以下「甲」という。）及び一般社団法人日本シングルマザー支援協会（以下「乙」という。）は、ひとり親家庭の自立に資する各種支援について、次のとおり連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、多様化している各家庭の状況に対応するため、甲及び乙が連携してひとり親家庭の自立支援を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図り、ひとり親家庭の子どもたちの健全な成長を確保することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携及び協力をするものとする。

- （1）ひとり親家庭の支援に必要な情報提供に関すること
- （2）ひとり親家庭からの相談に関すること
- （3）ひとり親家庭の就業支援に関すること
- （4）その他、ひとり親家庭の支援について、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること

2 前項各号に掲げる連携の内容については、それぞれ協議した上で、実施するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から2年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の30日前までに、甲又は乙のいずれからも本協定の解約の申出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の解約)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出たときは、前条の有効期間中にかかわらず、解約予定日の30日前までに書面により相手方に通知することにより、本協定の解約を行うものとする。

(協定の変更)

第6条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容について変更の申出があったときは、その都度協議を行うものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

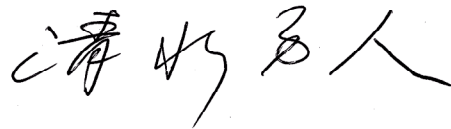
本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を所有する。

令和3年4月6日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長



神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-12-10

千菊ビル301

乙 一般社団法人日本シングルマザー支援協会

代表理事

